

合 併 協 定 書

下 館 市
関 城 町
明 野 町
協 和 町

合併協定書

1 合併の方式

合併の方式は、下館市、真壁郡関城町、同郡明野町及び同郡協和町(以下「4市町」という。)を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月28日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、筑西市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の下館市役所(下館市大字下中山732番地の1)とする。

5 財産の取扱い

4市町の所有する財産及び債務は、新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

4市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年3月27日までの2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

なお、新市の議会の議員定数は、34人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新市に1つの農業委員会を置き、4市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月27日までの1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

個人住民税の税率については、標準税率とする。

法人住民税の税率については、均等割を標準税率の1.2倍とし、法人税割を14.7%とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、平成17年度までは、現行のとおりとする。

固定資産税については、現行のとおりとする。

軽自動車税については、現行のとおりとする。

市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

入湯税については、合併時まで調整するものとする。

都市計画税の税率については、0.3%とする。ただし、関城町、明野町及び

協和町については、合併特例法第10条の規定を適用し、平成21年度までは課税を免除する。

なお、不均一課税適用期間後（平成22年度以降）の税率については、都市計画事業の動向等を勘案し、新市において検討するものとする。

各税目の納期及び減免については、合併時まで調整するものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

4市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。

10 諮問機関（地域審議会）の取扱い

合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会については、新市において設置しないこととする。

11 新市建設計画

新市建設計画は、別添「筑西市建設計画」に定めるとおりとする。

12 特別職の身分の取扱い

特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。

なお、法令等の定めがない場合には、新市において新たに設置するものとする。

特別職の職員の報酬については、同規模自治体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。

13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議において協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

14 事務組織及び機構の取扱い

現下館市役所を本庁舎とし、指揮命令系統を明確化し、かつ、簡素で効率的な組織・機構とするため、できる限り行政機能を集約するものとする。

また、現関城町役場、現明野町役場及び現協和町役場については、住民サービスの低下を招かないために、支所機能を有する組織・機構とする。

現下館市川島支所については、出張所とする。

地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。

15 一部事務組合等の取扱い

協和町は合併の日の前日に筑北環境衛生組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

明野町及び協和町は合併の日の前日に県西総合病院組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

下館市は合併の日の前日に筑西食肉衛生組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

4市町は合併の日の前日に筑西広域市町村圏事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

関城町は合併の日の前日に下妻地方広域事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

4市町は合併の日の前日に茨城県市町村総合事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

4市町は合併の日の前日に茨城租税債権管理機構を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

下館市、関城町及び明野町が加入している下館市ほか四カ町村及び一部事務組合等公平委員会については、合併時まで調整するものとする。

16 使用料、手数料等の取扱い

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。

また、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から適正な料金のあり方について、新市において引き続き検討するものとする。

手数料については、これまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一するものとする。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。

共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。

国・県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

18 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。

4 市町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。

4 市町で独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

整理統合できる補助金、交付金等については、統廃合するよう調整するものとする。

19 町名・字名の取扱い

新市の町・字の区域は従前のおりとし、「大字」を削除した名称に変更するものとする。

20 慣行の取扱い

市章については、合併時まで公募し、合併協議会においてあらかじめ決定するものとする。

市の花・木については、新市において定めるものとする。

市民憲章については、新市において定めるものとする。

宣言については、新市において定めるものとする。

表彰については、新市において新たな制度を創設するものとする。

名誉市民表彰については、新市において新たな制度を創設するものとする。ただし、4 市町の名誉市（町）民については、新市に引き継ぐものとする。

21 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税

ア 国民健康保険税の税率については、新市において医療費の支出等から試算を行ったうえで早急に新たな税率を適用する。ただし、当面の間は、合併特例法第10条の規定を適用し、現行のおりとする。

イ 国民健康保険税の軽減については、現行のおりとする。

ウ 国民健康保険税の納期及び減免については、合併時まで統一するものとする。

国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するものとする。

国民健康保険給付事業

ア 人間ドック助成については、合併時まで医療機関と調整のうえ統一するものとする。

イ 出産育児一時金については現行のおりとし、葬祭費については1件30,000円とする。

ウ 出産費資金貸付事業については、新市において実施するものとする。

エ 健康優良家庭表彰事業については、合併時まで調整するものとする。

オ 高額療養費委任払制度については、合併時に廃止する。

老人保健事業

ア 老人医療費助成事業については、合併時までに調整するものとする。

イ 老人性白内障視力矯正補助事業については、合併時に廃止する。

医療保健事業

ア 母子、父子、妊産婦、重度心身障害者及び高齢重度障害者医療費助成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

イ 乳幼児医療費助成事業については、合併時までに調整するものとする。

ウ 外来自己負担金助成事業については、県の制度のとおり実施するものとする。

22 介護保険事業の取扱い

介護保険資格管理、介護保険給付等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

介護保険事業計画については、平成17年度までに策定し、平成18年度に第3期事業計画により実施するものとする。

要介護認定訪問調査については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、委託料については現行の最低基準に合わせるものとする。

介護認定審査会については、合併時までに調整するものとする。

第1号被保険者の保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度からは、新市における第3期事業計画により統一するものとする。ただし、納期については合併時に統一するものとする。

第1号被保険者の保険料の減免については、合併時までに調整するものとする。

居宅介護支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ケアマネジメントリーダー活動等支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

在宅老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームの管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

各種証明書等発行事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

23 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構（自治会及び区）の組織及び区域については、当面現行のとおりとし、新市において自治会（区）と協議調整し、組織再編の調整に努めるものとする。

行政連絡機構（自治会及び区）の業務については、当面現行のとおりとし、組織の再編と併せて調整するものとする。

行政連絡機構（自治会及び区）への報酬などについては、当面現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。

24 各種事務事業の取扱い

(1) 姉妹都市・国際交流事業

姉妹都市・友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
各種交流事業については、合併後に調整するものとする。

(2) 電算システム事業

電算システム事業については、合併時にシステムを統一し、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。ただし、単独処理業務システムについては、統合の必要性・統合時期等を考慮し、調整するものとする。

(3) 広報公聴関係事業

広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

ホームページについては、合併時に開設するものとする。

公聴関係事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

(4) 納税関係事業

前納報奨金については、合併時に統一するものとする。

納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、謝礼金については合併後、速やかに統一するものとする。

また、補助金等については、合併時まで調整するものとする。

税の督促及び催告については、合併時に統一するものとする。

口座振替納税制度については、合併時に対象税目、取扱金融機関を統一するものとする。

(5) 消防防災関係事業

消防団については、合併時に統合するものとする。

ア 合併前に4市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。

イ 団員の任免については、合併時に統一するものとする。

ウ 組織・報酬・手当については、合併時まで調整するものとする。

エ 被服等については、現行のとおりとし、新市において速やかに統一するものとする。

消防施設等については、新市に引き継ぐものとする。

防災会議については、合併時まで調整し、新市において設置するものとする。

地域防災計画については、新市において直ちに策定するものとする。ただし、策定までは、災害発生時の応急対策について合併時まで調整するものとする。

災害時の相互応援支援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。ただし、4市町間で締結している協定については、合併の日の前日に廃止する。

防災行政無線設備については、新市に引き継ぐものとする。ただし、運用方法

については、合併時まで調整するものとする。

なお、新市における防災行政無線については、新市の地域防災計画に基づき整備するものとする。

(6) 交通関係事業

交通安全対策施設整備事業については、新市においても整備に努めるものとする。

交通安全啓発事業については、新市においても実施するものとする。

県民交通災害共済事業については、新市においても実施するものとする。

なお、加入事務等については、新市において調整するものとする。

(7) 窓口業務

窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努めるものとする。

窓口関係手数料については、合併時に統一するものとする。

(8) 保健衛生事業

病院事業

ア 下館市民病院事業、地域病院輪番制運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

イ 休日応急診療所事業については、医師会と調整のうえ新市に引き継ぐものとする。

予防接種事業については、合併時までに対象者・実施方法・負担金について調整し統一するものとする。

母子保健事業

ア 母子保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市においてこれまでの4市町の取り組みを尊重しながら調整するものとする。

イ 小児成人病対策事業、性教育事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後、順次普及していくものとする。

成人健康診査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。ただし、合併時までに対象者・負担金について調整し統一するものとする。

健康づくり事業

ア 健康づくり事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市においてこれまでの4市町の取り組みを尊重しながら調整するものとする。

イ 健康づくり推進事業(運動指導)は、現行のとおり新市に引き継ぎ、市民が選択して参加できるようにする。

ウ 健康づくり地域推進員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編できるように努めるものとする。

精神保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。

献血事業については、新市において調整するものとする。

保健福祉センター管理事業（有料の湯浴施設）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

（ 9 ） 障害者福祉事業

障害者計画については、新市において策定するものとする。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。

国又は県が定める制度に基づく事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市域全体で実施できるよう新市において事業内容等について調整するものとする。

ア 更生医療、更生訓練費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

イ 障害者（児）の生活支援に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ウ 障害児福祉手当の支給については、新市において実施するものとする。

なお、支給額、支給期については、合併時までに調整するものとする。

エ 支援費制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

オ 心身障害者福祉ワークス運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、対象者等については、合併時までに調整を図るものとする。

各市町単独で実施している事業については、障害者福祉の充実を図る方向で調整するものとする。

ア 福祉タクシー料金助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、合併後、新市において交付対象者等の調整を図るものとする。

イ 難病患者在宅支援事業については、合併時までに調整し実施するものとする。

ウ 障害者専用自動車ガソリン費助成事業については、合併時までに調整し実施するものとする。

エ はり・灸・マッサージ施術費助成事業については、合併時までに調整を図るものとする。

オ 聴覚障害者用ファクス貸与・使用料助成事業については、合併時までに調整し実施するものとする。

カ 障害者在宅介護慰労金については、合併時に廃止の方向で調整するものとする。

（ 10 ） 高齢者福祉事業

老人保健福祉計画については、平成 17 年度までに策定するものとする。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。

国又は県が定める制度に基づく事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、

市域全体で実施するよう新市において事業内容等について調整するものとする。

ア 老人保護措置事業、老人日常生活用具給付等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

イ 在宅介護支援事業、在宅生活支援事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、新市において事業内容等の調整を図るものとする。

ウ 緊急通報システム事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

エ 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、新市において基幹型在宅支援センターの位置づけ等の調整を図るものとする。

各市町単独で実施している制度又は事業については、高齢者福祉の充実を図る方向で調整するものとする。

ア 敬老事業、長寿者褒章については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から事業内容等の統一を図るものとする。

なお、式典については実施しないものとする。

イ 福祉巡回バス運行事業、外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ウ 高齢者スポーツ大会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

エ シルバータクシー助成、老人福祉車購入助成事業については、合併時まで調整するものとする。

オ 高齢者在宅介護慰労金については、合併時に廃止の方向で調整するものとする。

カ 養護老人ホームの管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(11) 児童福祉事業

放課後児童クラブについては、国の制度に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、新市において保護者負担金等の調整を図るものとする。

母子・父子家庭児童等学資金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、新市において支給対象者、支給額等の調整を図るものとする。

家庭児童相談室については、新市において設置するものとする。

母子・寡婦福祉資金貸付事業については、国の制度に基づき、新市において実施するものとする。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、国の制度に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(12) 保育事業

保育所・保育園事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、保育時間等については新市において調整するものとする。

保育料及び保育料の減免については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

特別保育事業（一時保育、延長保育、障害児保育、乳児保育、緊急保育サービス事業）については、国・県の制度に基づき新市において調整し、実施するものとする。

保育所給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

子育て支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、事業内容については、新市において調整を図るものとする。

家庭的保育事業については、新市において実施するものとする。

保育所地域活動については、国・県の制度に基づき新市において実施するものとする。

なお、委託先等については新市において調整を図るものとする。

（13）生活保護事業

生活保護事業については、国又は県等の制度に基づき、新市において実施するものとする。

（14）その他の福祉事業

民生委員推薦会については、新市において設置するものとし、人数は14人とする。

災害弔慰金・災害障害見舞金支給、災害援護資金貸付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

災害見舞金については、合併時まで調整するものとする。

戦没者追悼式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、新市において統一を図るものとする。

戦没者遺族弔慰金、援護（戦没者等の妻に対する特別給付金等）事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併時に廃止する。

進行性筋萎縮症者療養給付については、国・県の制度に基づき新市において実施するものとする。

子育て奨励金については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

福祉センターの管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ふれあいセンターの管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

町民総合センターの管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

（15）ごみ収集運搬業務事業

一般廃棄物の処理計画については、合併時に統合するものとする。

ごみの資源化については、合併時は現行のとおりとし、合併後に新たな制度を創設するものとする。

ごみの分別・収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するものとする。

(16) 環境対策事業

環境に関する計画については、合併後に新たな条例を制定し、基本計画を策定するものとする。

墓地関係業務は、新市に引き継ぐものとする。

土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する業務については、合併時まで調整するものとする。

(17) 農林水産関係事業

地域農政関連事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

農業振興地域整備計画は、新市において策定するものとする。

なお、新市の計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。

農業農村整備事業管理計画は、新市において新たな計画を策定するものとする。

農業制度資金利子補給費補助等は、合併時まで調整するものとする。ただし、4市町の制度を適用されたものは、償還が終了するまで継続するものとする。

地籍調査事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

水田農業経営確立対策事業は、合併後、新市において調整するものとする。

標準小作料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市において統一するものとする。

(18) 商工・観光関係事業

4市町で実施している観光イベントについては、地域の特性、特色を活かしていることから、新市移行後も当分の間、現行のとおり支援することとし、随時調整を図るものとする。

中小企業事業資金融資あっ旋制度等については、合併時に統合するものとする。

(19) 建設関係事業

都市計画マスタープラン・中心市街地活性化基本計画・市街地整備基本計画・景観形成基本計画等は、新市において新たに策定するものとする。

なお、新市の計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。

公営住宅の建設計画・維持管理等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において現在の計画を調整するものとする。

市道・町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、道路認定基準については、合併時まで調整するものとする。

道路占用料については、合併時まで国及び県に準じた制度に統一するものとする。

都市公園の占用等許可については、合併時まで調整するものとする。

駐車場事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(20) 上水道事業

上水道事業計画は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編するものとする。

新規加入に係わる加入金（分担金）、水道使用料、量水器使用料については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

水道関係手数料については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

(21) 下水道事業

公共下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に現在の計画を再編するものとする。

公共下水道使用料については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

公共下水道受益者負担金については、当分の間現行のとおりとする。

なお、納付時期、報償金、猶予及び減免の取扱いは、合併後、速やかに統一するものとする。

水洗便所改造資金の融資限度額は、合併時に統一し、補助金については、合併時まで調整するものとする。

農業集落排水事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

農業集落排水使用料については、当面は現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

合併処理浄化槽設置整備補助金は、合併時に制度を統一するものとする。

(22) 市（町）立学校（園）の通学区域

市（町）立小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとするが、区域境の地域については、弾力的運用に努めるものとする。

公立幼稚園の通園区域については、当面現行のとおりとするが、私立幼稚園等との関係もふまえ合併後に検討するものとする。

(23) 学校教育事業

外国語指導助手派遣事業については、現行のとおりとし、合併後に調整するものとする。

学校教育相談事業については、合併後に調整するものとする。

就学时健康診断については、合併後に実施時期・実施場所・健診内容を調整し実施するものとする。

児童生徒健康診断については、合併後に検査項目・実施学年を調整し実施するものとする。

また、検査委託機関についても調整するものとする。

学校給食事業については、当面現行のとおりとし、合併後に調整するものとする。

る。

なお、給食費については、合併後、速やかに調整するものとする。

公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、授業料等については、合併後、速やかに調整するものとする。

(24) 社会教育事業

家庭教育学級については、現行のとおりとし、合併後に調整するものとする。

青少年育成事業関係については、新市において調整するものとする。

成人式については、4市町の式典会場は現行のとおりとし、内容・実施日等は、合併後に調整するものとする。

高齢者学級については、現行のとおりとし、合併後に調整するものとする。

社会体育施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営等については、合併後、速やかに調整するものとする。

なお、管理委託制度を導入している施設については、合併時までに管理運営体制について協議し、調整するものとする。

各種スポーツ大会については、合併後、速やかに調整するものとする。

公民館等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間等については合併時までに調整するものとする。

図書館・図書室については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整するものとする。

図書館・図書室主催事業については、現行のとおりとし、合併後に調整するものとする。

(25) 文化振興事業

文化祭については、現行のとおりとし、合併後、新市において調整し実施するものとする。

指定文化財については、新市に引き継ぐものとする。

文化施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、管理運営等について調整するものとする。

なお、管理委託制度を導入している施設については、合併時までに管理運営体制について協議し、調整するものとする。

文化事業等については、現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとする。

(26) 社会福祉協議会

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう働きかけるものとする。

委託事業については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努めるものとする。

調 印 書

下館市、関城町、明野町及び協和町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年5月27日

下館市長

関城町長

明野町長

協和町長

立 会 人

茨城県知事

合併協議会委員 下館市議会議長

” 下館市議会副議長

” 下館市議会議員

” 下館市議会議員

” 下館市自治委員会会長

” 下館市連合婦人会会長

” 下館市農業委員会会長

” 下館商工会議所専務理事

” 下館市助役

” 下館市教育委員会教育長

合併協議会委員 関城町議会議長

〃 関城町議会副議長

〃 関城町議会議員

〃 関城町議会議員

〃 関城町区長会会長

〃 関城町女性団体連絡協議会会長

〃 関城町農業委員会会長

〃 関城町商工会会長

〃 関城町助役

〃 関城町教育委員会教育長

合併協議会委員 明野町議会議長

〃 明野町議会副議長

〃 明野町議会議員

〃 明野町議会議員

〃 明野町区長会会長

〃 明野町地域女性連合会会長

〃 明野町農業委員会会長

〃 明野町商工会会長

〃 明野町助役

〃 明野町教育委員会教育長

合併協議会委員 協和町議会議長

〃 協和町議会副議長

〃 協和町議会議員

〃 協和町議会議員

〃 協和町区長会副会長

〃 協和町連合女性会会長

〃 協和町農業委員会会長

〃 協和町商工会会長

〃 協和町助役

〃 協和町教育委員会教育長

合併協議会委員 茨城県県西地方総合事務所長

〃 茨城県総務部次長

〃 茨城県企画部地域計画課長